

平成28年度12月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成28年12月16日(水) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長 木下総務課長・松山学校教育課長・久木野社会教育課長・北山給食センター所長・高瀬社会教育課長補佐・宇都口市民スポーツ課主監 書記 後潟総務課長補佐
1. 附議事件	議案第17号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について 報告第6号 平成28年度第4回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について
徳重職務代理	只今から12月定例教育委員会を始めます。 本日は、富永委員長が所用の為、欠席されておりますので、私のほうで、議事を進めてまいりますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。 教育長の挨拶をお願いします。 (有村教育長挨拶)
徳重職務代理	委員の先生方には、先に配布してありました11月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
徳重職務代理	ご意見が無いようですので、11月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
徳重職務代理	早速、附議事件に入ります。 議案第17号「いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

<p>松山課長</p>	<p>議案第 17 号「いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について」であります。</p> <p>いちき串木野市立学校における学校運営協議会の開始に向けて、いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>第 4 章中第 46 条の 2 の次に次の 1 条を加える。</p> <p>(学校運営協議会)</p> <p>第 46 条の 3 教育委員会は所管する学校のうち、その指定する学校(以下「指定学校」という。)の運営について協議する機関として、当該指定学校ごとに学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民当該指定学校に在籍する児童生徒の保護者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められた場合においては、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>4 指定学校の指定、指定の取り消し、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続き、その他学校協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(いちき串木野市立学校における学校運営協議会に関する要綱について説明)</p> <p>以上であります。</p>
<p>徳重職務代理</p>	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p>
<p>福田委員</p>	<p>学校運営協議会の要綱で、委員の定数は、15 人以内で教育委員会が定められておりますが、説明で大規模校は 7 人、小規模校は 5 人を想定していると説明がありました。4 人もあり得ますか。</p>
<p>松山課長</p>	<p>運営協議会の性格を考えますと、出来れば大規模校は 7 人、小規模校は 5 人でお願い出来ればと思っております。</p>
<p>福田委員</p>	<p>第 11 条で協議会の議事は過半数で決するとありますが、会長も採決の際は人数に含まれるのですか。</p>

木下課長	<p>可否同数のとき、会長の決するところによらなくなっておりますので、採決の際は、会長は入らないこととなります。</p> <p>委員が5人の場合は、会長を除いて、4人で採決いたしますので、2人对2人になった時に初めて会長が意見することとなります。</p>
徳重職務代理	<p>人選はだいたいの目途がついていますか。</p>
松山課長	<p>地区によっては、難しいところもあるかもしれませんが、以前から校長先生には話をしておりますので、前向きに検討されておられると思います。</p>
徳重職務代理	<p>その他、意見はありませんか。無いようですので、議案第17号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
徳重職務代理	<p>よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。</p>
徳重職務代理	<p>次に、報告第6号「平成28年度第4回いちき申木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について」説明をお願いします。</p>
木下課長	<p>報告第6号「平成28年度第4回いちき申木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について」であります。</p> <p>平成28年度第4回いちき申木野市議会定例会に提出する議案について市長から意見を求められたが、いちき申木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時に代理し、適当と認められる旨答申したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>11月定例教育委員会の翌日の平成28年11月18日に、市長から12月議会に提出する議案について諮問が参ったところであり、</p> <p>諮問された議案は、</p> <p>「いちき申木野市奨学金条例等の一部改正について」</p> <p>「指定管理者の指定について（4件）」であります。</p> <p>内容につきましては、「いちき申木野市奨学金条例等の一部改正」については、11月定例教育委員会で説明いたしましたとおりであります。</p> <p>12月26日で条例が可決されますと、それに基づきまして「教育委員会規則の改正」が必要になって参ります。これにつきましても、1月1日施行になりますので、11月定例教育委員会に間に合わないことから、専決処分をさせていただきたいと考えております。併せまして、基準</p>

等につきましても、同様に改正したいと考えております。

次に「指定管理者の指定について（4件）」についてであります。

○「市来体育館等の指定管理者の指定」

管理を行わせる施設の名称

いちき串木野市市来体育館

いちき串木野市市来武道館

いちき串木野市市民プール

川上スポーツ公園

秀栄ドーム

指定管理者となる団体

東京都中野区東中野三丁目 18 番 12 号

株式会社 日本水泳振興会

指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

○「多目的グラウンド等の指定管理者の指定」

管理を行わせる施設の名称

いちき串木野市多目的グラウンド

いちき串木野市庭球場

いちき串木野市市来運動場

指定管理者となる団体

いちき串木野市羽島 4638 番地 2

有限会社 俣木造園

指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

○「パークゴルフ場の指定管理者の指定」

管理を行わせる施設の名称

いちき串木野市パークゴルフ場

指定管理者となる団体

鹿児島市小野二丁目 8 番 7 号

株式会社 ユウキ

指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

○「総合体育館の指定管理者の指定」

管理を行わせる施設の名称

いちき串木野市総合体育館

指定管理者となる団体

東京都中野区東中野三丁目 18 番 12 号

	<p>株式会社 日本水泳振興会 指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 以上で説明を終わります。</p>
徳重職務代理	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p>
徳重職務代理	<p>指定管理者は前回と変更はありませんか。</p>
宇都口主監	<p>総合体育館は今回から指定管理者の指定を行うことといたしております。その他は、前回と同じ指定管理者の指定になります。</p>
宮之原委員	<p>地元業者に出来るだけ指定管理者になっていただくとありましたが、県外の業者になる場合も多いものですか。</p>
有村教育長	<p>市内や県内に業者がない場合は、県外の業者に指定管理をお願いする場合があります。 社会教育課が担当しております、図書館、中央公民館、アクアホール等は、県内に業者がないことから、県外の「図書流通センター」に指定管理をお願いしております。</p>
福田委員	<p>地元の方を雇用されているのですよね。</p>
有村教育長	<p>出来るだけ、市内の方を雇用するようお願いはしてあります。</p>
徳重職務代理	<p>その他、意見はありませんか。無いようですので、報告第 6 号については、承認してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
徳重職務代理	<p>よって、報告第 6 号は、承認されました。</p>
徳重職務代理	<p>次に、各課からの連絡事項をお願いします。 ○12 月～1 月教育委員会行事報告及び行事計画について（各課報告） ○いちき串木野市立小・中一貫教育について ○いちき串木野市立学校における学校運営協議会に関する要綱について ○次回定例教育委員会の日程について 1 月 1 8 日（水）15：00 から</p>

徳重職務代理

それでは、以上で12月定例教育委員会を終わります。
(午後4時15分)

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

平成 29 年 1 月 18 日

委員 長 畠 永 伸 博

教 育 長 有 村 孝